

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度「福祉施設のいのちを守る」災害対応力向上事業

2 目的

県内の社会福祉施設（※）においては、各法令に基づいて避難計画の策定や避難訓練の実施等、利用者の安全安心の確保に努められているところである。

しかしながら、近年、自然災害が激甚化している状況を踏まえると、社会福祉施設における大雨（浸水リスク・土砂災害リスク）や暴風（停電リスク）時に、より効果的に機能するような災害への備えを、これまで以上に充実することが喫緊の課題である。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域に立地している施設においては、より実効性の高い避難行動を取るための備え、具体的には、「避難計画作成の促進、避難訓練の実施」「平時からの地域との連携」「設備や備蓄の充実」に取り組む必要がある。

そこで、県では、令和3年度より、社会福祉施設において、災害発生時に職員や入所者等がより適切な避難行動を取ることができるよう、避難計画の見直し等を支援することにより、災害対応力の向上を図る事業に取り組んでいる。

（※）本事業は、高齢者施設、障害者施設、地域共生ステーション（いわゆる宅老所）のうち入所や宿泊を伴うサービスを行う、いわゆる入所系施設を対象とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託事業の内容

災害発生時に施設職員や入所者等が、より効果的かつ適切に避難行動を取ることができるよう、次のことを行う。

（1）さが「福祉施設のいのちを守る」避難タイムラインの作成促進・普及啓発

ア 業務内容

令和3年度に本事業において実施した『さが「福祉施設のいのちを守る」避難タイムライン』（※以下「タイムライン」という。）作成セミナー及び「タイムライン作成の手引き」「様式&検討シート」を活用し、社会福祉施設におけるタイムラインの作成促進・普及啓発を図ること。

イ 実施方法

- ・「福祉施設のいのちを守る」風水害対策リーダー育成セミナーの内容にタイムライン作成に関する研修内容を組み込むこと。
- ・専門家個別支援の際に、タイムラインの作成について促すこと。

- ・令和3年度に作成した避難タイムライン作成動画等を専用サイトに掲載し、常時再生できるようにすること。

(2) 「福祉施設のいのちを守る」風水害対策リーダー育成セミナー（以下「セミナー」という）の実施

ア 業務内容

社会福祉施設においては、施設長や防火管理者などが災害時の対応を主体的に行っているが、施設の職員からは「防災気象情報をどのサイトで収集するのがいいのか」「夜勤の際、どのタイミングで応援職員を呼べばいいのか」などの声があり、社会福祉施設の災害対応力の向上を図るには、防災のリーダーとなる人材の育成が必要である。ついては、防災に必要な基礎知識や避難計画の見直し方法、避難訓練の実施方法などについて盛り込んだセミナーを行うこと。

イ セミナーの内容

例) ・タイムラインについて

- ・風水害に関する基礎知識
- ・防災気象情報について
- ・避難に関する計画等について
- ・避難訓練の企画や実施方法等について など

ウ 実施方法 集合型研修を実施し、その後オンラインにより配信を行う。

エ 実施回数 基礎研修4回、実務研修2回の計6回を想定

オ 想定参加人数 50名程度/回

(3) 専門家個別支援の実施

ア 業務内容

(ア) 避難タイムライン作成&避難訓練支援コース

浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域に立地しており、利用者の避難に関して課題を抱えている施設に対して、専門家等による個別支援を実施し、より実効性のある避難行動への見直しを支援すること。

また、避難訓練を実施し、避難計画及び避難タイムラインの点検を行うこと。なお、想定する避難先や地域住民との連携を促進することができる工夫を盛り込むことが望ましい。

(イ) 避難タイムライン作成支援コース

浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域に立地しており、利用者の避難に関して課題を抱えている施設に対して、専門家等による避難タイムラインの作成支援を実施し、より実効性のある避難行動への見直しを支援すること。なお、想定する避難先や地域住民との連携を促進することができる工夫を盛り込むことが望ましい。

イ 対象施設の募集及び選定について

避難行動に課題を抱えている施設のうち、早急はその課題解決に向けて取組む意欲のある施設を（２）のセミナー及び各種団体への通知により、（ア）避難タイムライン作成&避難訓練支援コース及び（イ）避難タイムライン作成支援コースについて、それぞれ5施設程度募集し、応募した施設の中から支援対象となる施設を選定する。

ウ 専門家個別支援について

イで選定された施設に対し、それぞれが抱える課題について聞き取りを行い、アドバイスをを行うなどしながら伴走支援を行うこと。その際には、本委託業務とは別に県が直接実施する災害対応用品購入補助制度も効果的に活用すること。

なお、支援の際にはオンライン会議やメールの活用、複数施設を集めて集合研修を行うなど、効果的な実施方法による支援を行って差し支えない。

（ア）避難タイムライン作成支援&避難訓練支援コース

施設の立地状況の確認や関係者との顔合わせで1回、避難訓練の実施の際の立会いと点検で1回の最低2回は施設を訪問すること。

（イ）避難タイムライン作成支援コース

施設の立地状況の確認で1回の最低1回は施設を訪問すること。

エ ケースの整理について

個別支援にて得られたケースについて、類似の状況（施設の立地や利用者の特性等）において課題を抱える他の施設における参考とするため、「避難タイムライン」の作成や避難計画の見直しなど、実際の避難行動の見直し等に係るプロセスについて整理・記録すること。

（５）（３）専門家個別支援で得られたケースの普及・啓発

ア 業務内容

個別支援にて得られたケースについて、類似の状況（施設の立地や利用者の特性等）において課題を抱える他の施設における参考とするため、ケースブックの作成や成果報告会を実施すること。なお、ケースブックは、写真やイラストを用いるなど分かりやすく作成すること。

イ ケースブックの作成部数

1,000部

（６）（２）セミナー及び（５）の成果報告会の記録

ア 業務内容

福祉施設を所管する関係課及び市町が、会議等の施設職員が集まる際に活用できるようリーダー育成セミナー及び成果報告会の様子を収めたDVDを作成すること。

イ DVDの作成枚数

30枚

5 事業の想定スケジュール

- (1) さが「福祉施設のいのちを守る」避難タイムライン作成促進・普及啓発
 - ・作成促進、普及啓発 委託契約期間を通して実施
- (2) 風水害対策リーダー育成セミナーの実施
 - ・セミナー参加者の募集 令和5年4月下旬から令和5年5月中旬
 - ・セミナーの実施 令和5年5月下旬から令和6年7月下旬まで
- (3) 専門家個別支援の実施
 - ・支援対象施設の募集 令和5年5月上旬から令和5年6月上旬
 - ・支援対象施設の選考 令和5年6月上旬から令和5年6月中旬
 - ・個別支援の開始 令和5年6月下旬から令和6年1月末まで
- (4) ケースの普及・啓発
 - ・ケースブックの作成 専門家個別支援終了後から令和6年2月末まで
 - ・成果報告会 令和6年3月中旬

6 委託料に含まれる経費について

- タイムラインの作成促進・普及啓発に要する経費
- セミナー、成果報告会の開催に要する経費（会場借上料、研修会運営費、資料作成費など。なお会場確保は委託事業者が行うこと。）
- 専門家派遣に要する経費（専門家派遣に係る謝金、旅費、資料印刷費等）
- ケースブック作成に要する経費（資料作成費、印刷費用など。カラー印刷で1,000部、20P程度。紙質は問わない。なお、成果報告会以外での配布は県が行う）
- 委託事業の実施に要する経費（人件費、旅費など）
- その他、県と受託者が協議の上、必要と認めた経費

7 委託事業報告書の提出

(1) 完了報告

受託者は、事業終了後、速やかに「完了報告書」を提出するものとする。

(2) 提出先

佐賀県健康福祉部社会福祉課地域福祉担当

8 留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を了承し、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 委託業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に使用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例上の罰則規定（第44条及び45条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第47条）に基づき処罰される。

- (3) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (4) 受託者は各種ガイドラインを遵守するなどし、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分に配慮しながら委託業務を遂行しなければならない。
- (5) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (6) 本事業において作成される成果物の著作物については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。